

since 1998.5.3

刈谷市民 休暇村

11~12月 夕食メニューの紹介

山の霜月膳(3,150円)



前菜5種、刺身5種、茶碗蒸、信州牛きのご鍋、サーモン朴葉焼き、煮物、蕎麦、揚げ物、デザート5種 など12品

秋染膳(1,680円)

刺身5種、茶碗蒸、信州牛きのご鍋、サーモン朴葉焼き、蕎麦、揚げ物、デザート3種 など10品

※時期により内容を変更する場合があります。

※アレルギーなどにより食事に制限のある人は、事前に休暇村へご相談ください。

サンモリユ下條 だより

12月のバスツアー

朝ドラ「半分、青い。」の舞台となった、岩村町散策とりんご狩り&銀の森

- 時** 12月2日(月)~3日(火)の1泊2日
対 市内在住、在勤または在学の人
 ※申込み時に市内在住、在勤または在学であることを証明できるものを提示してください。
定 35人(先着順・最少催行人員25人)
¥ 22,000円(1泊4食付)
 ※金額は条件により異なる場合があります。

行程

- 1 刈谷駅(9時)⇒富士松駅(9時30分)⇒岩村町城下町(散策)⇒恵那市内(昼食)⇒りんご狩り&パイ作り⇒休暇村(16時10分)
 2 休暇村(9時)⇒出雲福徳神社⇒大蔵木工所(工房見学)⇒恵那峡山菜園(昼食)⇒恵那銀の森⇒富士松駅(15時30分)⇒刈谷駅(16時)

申込期間 10月21日(月)~11月2日(土)

バスツアーの
申込み・問合せ

名鉄観光サービス(☎21-1333)
10時~18時(土曜日は17時30分
まで、☎日曜、祝日)

予約は利用日の
3か月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
☎0120-933-365(9時~17時・通話料無料)

HP

サンモリユ下條

検索

知っ得! ねんきん豆知識

遺族基礎年金

問 国保年金課 (☎62-1011)
刈谷年金事務所(☎21-2110)

遺族基礎年金とは、国民年金の加入者などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取れる年金です。

対象者

- ①~③のいずれかに該当する亡くなった人に、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」
 ※子とは、18歳になる年度の3月31日を経過するまでの子、または20歳未満で障害年金の障害等級2級以上に該当する子のことです。
 ①国民年金の加入者
 ②国民年金の加入者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有している人
 ③老齢基礎年金を受けている人、受けられる人

受給するための保険料納付要件

- 以下のいずれかに該当する必要があります。
 ・それまでの被保険者期間のうち保険料を納めていなかった期間が3分の1未満であること
 ・令和8年3月31日までに死亡し、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと



子のいない場合、要件を満たした遺族に以下のものが支給される場合があります。

- ▶寡婦年金…夫を亡くした妻が、60歳から65歳になるまで受けられます。
 ▶死亡一時金…国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間が36月以上ある人が死亡したときに、遺族が受けられます。

※保険料を未納のままにしておくと受けられない場合があります。

※寡婦年金と死亡一時金は、請求人が選択する一方しか支給されません。